

## 共同警備事業規約

### (目的)

第1条. この規約は、組合が行う共同警備事業（以下「警備事業」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (警備事業の義務)

第2条. 組合は卸団地全体の環境保全と共同施設並びに組合員が所有する土地、建物等の施設（以下「施設」という）の防犯、防災対策のために警備事業を実施する。

2. 卸団地内に施設を有する組合員、もしくは施設を賃借している準組合員、テナント（以下「組合員等」という）は、前項のために警備事業を利用しなければならない。

### (警備事業の委託)

第3条. 組合は警備事業を円滑に遂行するために警備業者に警備業務を委託することとし、理事会で委託先との委託契約を決定する。なお、警備事業の委託内容は次のとおりとする。

#### (1)機械警備

ア.センサー感知による防犯

イ.火災報知機による防災

#### (2)常駐・巡回警備

ア.組合会館警備室に配置した警備員による常駐・巡回警備

### (委託契約書)

第4条. 組合が警備業者と締結する委託契約書には、基本的に次の条項を明記する。

#### (1)機械警備

ア.契約期間

イ.契約金額と支払方法

ウ.警備機器の種類

エ.設置費用の負担区分

オ.保守点検の実施回数

カ.保守点検費、修理費用の負担区分

キ.通信手段

#### (2)常駐・巡回警備

ア.契約期間

イ.契約金額と支払方法

ウ.業務内容

エ.配置人員

オ.常駐と巡回時間

カ.異常時の報告方法

2. 前各項目以外で必要な事項は、組合と警備業者が協議して明記する。

### (利用契約書)

第5条. 組合員等は警備事業利用のために、組合と別に定める「共同警備事業利用契約書」を締結しなければならない。なお、準組合員とテナントが契約する場合は、卸団地内施設を賃貸している当該組合員が連帯保証人になることを条件とする。

2. 「共同警備事業利用契約書」の改定は、理事会において決定する。

(緊急連絡先の届け出)

第6条. 組合員等は緊急連絡先として担当者を3名配置し、その者の役職名、氏名、電話番号を甲及び委託業者に届け出るものとする。なお、届け出た担当者に変更があった場合も同様とする。

2. 組合員等は警備業者が施設の異常時に対応するために、原則として施設の緊急用鍵を預けるものとし、警備業者はこれを記録して厳重に保管する。なお、預けた鍵を変更した場合も速やかに届け出る。

(警備料金)

第7条. 第3条(1)実施のために警備業者が組合員等の施設に設置する機械の種類と費用負担は、「共同警備事業利用契約書」のとおりとする。

2. 組合員等は組合が定めた共同警備事業料金表に基づいて、次のとおり警備料金を負担する。

(1)機械警備料金 送信機の設置数に応じて負担する。ただし、防犯不要又は防災不要は一律負担額から一定額を減額する。

(2)常駐・巡回警備料金 施設の建物延床面積に応じて負担し、組合が認めた場合以外は負担を拒否することはできない。ただし、月途中の利用は、1カ月を30日としていずれも日割計算した額とする。

(3)物価の変動による経済情勢等により理事会において共同警備事業料金表を改定し、組合員等に通知があったときは組合員等は改定後の警備料金を負担する。

3. 「共同警備事業料金表」の改定は、理事会において決定する。

(警備料金の支払)

第8条. 組合員等が組合に支払う警備料金は、毎月末日締め切り、翌月10日までの支払とし、自動振替又は組合の指定する銀行口座に全額振込むものとする。

2. 組合員等が警備料金の支払いを遅延したときは、組合は予め通知した上で、組合員の出資金、出資配当金、利用分量配当金等の債権と相殺することができる。

(届出事項)

第9条. 組合員等に次の事由が生じたときは、所定の届出用紙により速やかに組合事務局に届け出なければならない。

(1)建物の増減改築を行い、延床面積に変更があった場合（変更後の登記簿謄本写しを添付する）

(2)機械警備の利用に有無が生じるとき

(3)施設の所有者または入居者に変更が生じるとき

(4)警備料金の支払負担先を変更するとき

(5)銀行口座を変更するとき

(6)卸団地から撤退もしくは組合を脱退するとき

(7)その他警備料金に変更となる事由が生じるとき

2. 前項の届出により事務取扱いに変更が生じる場合、組合はその旨を組合員等に通知し、組合員等もこれに応じるものとする。

附則

この規約は平成29年5月26日より施行する

令和5年5月25日一部改正